

保護者様

豊中市教育委員会  
豊中市立学校長

### 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

ご進級おめでとうございます。

豊中市教育委員会では市立小学校・中学校・義務教育学校に在学する児童、生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金を保護者の皆様に対して給付する制度です。

すでに、入学時または転入時等におきまして加入されている方は、在学する間の加入について同意をいただいているため、あらためて加入同意書を提出いただく必要はありません。ただし、掛け金（前年度同額）につきましては、各校の徴収方法にしがたい、収めていただくこととなります。

なお、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意のもとに、児童生徒の名簿を提出することになっています。また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取り扱いには十分留意いたします。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又は、これに基づく政令、省令、通達等に定められています。

令和5年(2023年)1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

#### 記

#### 1 給付の種類となる災害の範囲と給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	<b>医療費</b> ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額  ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷または疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される）	<b>障害見舞金 4,000万円～88万円</b> （通学（園）中の災害の場合2,000万円～44万円）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	<b>死亡見舞金 3,000万円</b> （通学（園）中の場合1,500万円）
	突然死	
	運動などの行為に起因する突然死	<b>死亡見舞金 3,000万円</b> （通学（園）中の場合1,500万円）
	運動などの行為と関連のない突然死	<b>死亡見舞金 1,500万円</b> （通学（園）中の場合も同額）

※ 障害見舞金及び死亡見舞金は、令和元年度から改定されています。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学（園）する場合

#### 2 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 他の法令の規定による給付等（条例に基づく子ども医療助成制度等）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 保険外診療にあたる医療費、文書料、包帯代、ガーゼ代、松葉杖のレンタル代等は、給付の対象ではありません。
- ⑦ 特定機能病院や大病院等に、紹介状を持たずに受診した場合にかかる選定療養費等については、保険適用外になるため、給付を行いません。

#### 3 共済掛金（年額）

掛金年額	保護者負担額	豊中市負担額
935円	460円	475円

※ 豊中市負担額には、免責特約分（15円）を含みます。当該年度の5月1日現在、要保護の児童生徒の保護者については、保護者負担額を市が負担します。